○特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出・

保高

険 福

課祉

:

告

示

目

次

番登

号録 年登

月 日録 名氏

第六百三十七号 五年

-| 完 | 五 | 五 | 五 | 0 | 1 | 五 | 0 | 0 | 1

四令 和 六六

組生津 合活軽 協保 同健 一丁字弘 目野前

三田市の二大

ムン ンテ看健 たグナたー護 まホーまシ ちーシちョス問

九字字弘 二豊向前 の田外市 一二瀬大

四十 元 六 六 六

護型模看 居多機小 宅機 介能規

七月十八日

令和

示

青森県告示第四百五十四号

の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、 号の規定により公示する。 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 同法第四十八条の八第 第四十八条の三第一項

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗

名又は 住 所 名 事 称 業 所 在 所 地 年予業務開 日定始 備 考

青森県告示第四百五十五号 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)

条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。 から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、 において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、 次の登録特定行為事業者 附則第二十七条第二項 同法附則第二十七

令和五年七月十八日

(農村整備課)

同

(監

理

課

: : :

氏名又は	
Ē.	
Î	
事	
業所	青森県知事
登	宮
登録失効	下
i H	
	宗
	_
<u>t.</u>	郎

三 0 三 三	三三	番	登
001	001	号録	
活津 協軽	活八 協戸	名氏	
同保	同医	名 又	
組健 合生	組療 合生	ス 称は	
二野弘	の五八	住	
の田前 一二市	二丁戸 〇目市		
亅大	三類	=	r.
目字	八家 シパ生	月夕	Т
ン健 タ生	ションニース	名	事
Ⅰ介 虹護	ンス~		
せ	テ ^ヘ ール	称	業
一田向弘 二外前	の五八 二丁戸	所	*
九瀬市	○目市	在	1
二字大 の豊字	三類 八家	地	所
四•	四令	年	登
· 	・和	月録	
美		日効	
介型認 護共知	訪問	備	
同症	介		
生対 活応	護	考	
****		<u> </u>	

青森県告示第四百五十六号

郎

示する。 七月十一日次の地籍調査を国土調査として指定したので、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、 同条第五項の規定により公 令和五年

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗 郎

青	者調
森	か 名が
市	称う
中佃二丁目の	調
部、	査
甲佃三丁目の一部	地
	域
まで 年三月三十一日 十二日から令和六 日十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	調査期間
	森 市 中佃二丁目の一部、中佃三丁目の一部

青森県告示第四百五十七号

定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示す 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規

令和五年七月十八日

青森県知事 宮 下 宗 郎

起業者の名称

三戸町

事業の種類

(仮称)まちなか第一団地整備事業

起業地

1 収用の部分

青森県三戸郡三戸町大字川守田字沖中地内

使用の部分

2

事業の認定をした理由

兀

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十条各号

法第二十条第一号の要件

の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

の合計五十戸の団地である 域において、町営住宅四十戸及び地域優良賃貸住宅(子育て世帯向け住宅)十戸 本件事業は、 起業者が、三戸都市計画区域の第一種住居地域及び第二種住居地 (仮称) まちなか第 一団地を整備する事業である。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。 これは、 法第三条第三十号に掲げる事業に関するものに該当する。

法第二十条第二号の要件

2

寿命化計画に基づき、本件事業を実施することとしているものである。 住備第百六十号)第二条第一号に規定する事業主体として、三戸町公営住宅等長 定する事業主体及び地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国 起業者は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規

決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。 よって、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められ また、本件事業に必要な予算については、既に三戸町議会において予算案が可

したがって、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3

法第二十条第三号の要件

得られる公共の利益

り、早急な整備が求められている。 ず、老朽化した住宅の解体及び破損箇所や不具合等の修繕の対応に追われてお 業者は、西松原第三団地を建設して以来財政難から建替えを実施できておら た一七五戸、平成十一年度及び十二年度に建設された冷水団地十四戸及び平成 十四年度に建設された西松原第三団地十二戸の合計二〇一戸となっている。起 起業者が管理する町営住宅は、昭和三十年度から四十五年度までに建設され

る。 平地への移転による入居者の負担軽減、 耐火構造の八団地、 に立地し、かつ、昭和三十年度から四十五年度までに建設された木造及び簡易 (子育て世帯向け住宅) 十戸の合計五十戸を新規整備することとしたものであ これを受け、起業者では、三戸町公営住宅等長寿命化計画を改定し、 (仮称)まちなか第一団地として町営住宅四十戸及び地域優良賃貸住宅 一七三戸について、 集約によるコンパクト化、傾斜地から 世代の多様化・定住化等に資するよ 傾斜地

である。 である。 である。 は民の生活利便性が向上し、住民福祉の向上が図られるもの 成率」及び目標二の成果指標「最低居住面積水準未満を早期に解消」を達成す 指標「子育て世帯(十八歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達 本件事業が完成すれば、青森県住生活基本計画の基本的施策の目標一の成果

失われる利益

行わなければならない事業には該当しないものである。響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)による環境影響評価を本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び青森県環境影

るものである。年法律第六十四号)などの関係法令を遵守し、生活環境に与える影響に配慮すし、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)及び振動規制法(昭和五十一との上で、工事の施行に当たっては低騒音型・排出ガス対策型の重機を使用

五号)により指定された希少野生動植物種は、確認されなかった。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十また、青森県自然環境情報図(平成七年環境庁)によると、起業地内には、

化財包蔵地ではなかった。 業地周辺は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の周知の埋蔵文周辺の埋蔵文化財の有無を確認し、三戸町教育委員会と協議を行った結果、起加えて、起業者が青森県遺跡地図(令和四年六月二十日現在)により起業地

〕 起業地選定の合理性

案の三つの候補地を検討している。 起業者は、起業地の選定に当たっては、第一案(起業地)、第二案及び第三

該候補地内への引き込みも容易となっている。 設(電気、水道、下水道、通信)は既に整備がされており、これらについて当なっており、生活利便性が確保されている。当該候補地に隣接して生活基盤施に近く、路線バス及びコミュニティバスの停留所からの距離も六十メートルと収費用及び移転補償費が必要となるものの、周辺には商業施設や三戸中央病院収費用条の候補地は、支障となる物件として住家一棟と非住家五棟があり、買第一案の候補地は、支障となる物件として住家一棟と非住家五棟があり、買

の住宅に配慮した地盤の高さとするためには一メートル程度の盛土が必要であ場合に想定される水深は○・五から三・○メートルとなっているところ、周辺また、当該候補地は、想定最大規模における洪水浸水想定区域で、浸水した

め安全に避難することができるものである。に位置しており、当該候補地の北側は洪水浸水想定区域に指定されていないたる。しかしながら、当該候補地は隣接する河川に比して五メートル高いところ

て最も経済的に有利となっている。 その上で、当該候補地とした場合の全体事業費は、第二案及び第三案に比し

のうち、下水道は整備がされていない。ており、生活利便性は第一案の候補地に劣るものである。また、生活基盤施設距離は二百四十メートルではあるものの、三戸中央病院までの距離は遠くなっ第二案の候補地については、路線バス及びコミュニティバスの停留所からの

劣るものである。 ら用地購入費が高額となるなど全体事業費も第一案の候補地に比して経済的に加えて、用地は全て買収する必要があり、約八割が宅地となっていることか

基盤施設のうち、下水道は整備がされていない。遠くなっており、生活利便性は第一案の候補地に劣るものである。また、生活メートルではあるものの路線バスは通っておらず、三戸中央病院までの距離は糸一条三案の候補地については、コミュニティバスの停留所からの距離は六十

である。り土が必要であるなど全体事業費も第一案の候補地に比して経済的に劣るものり土が必要であるなど全体事業費も第一案の候補地に比して経済的に劣るものがえて、当該候補地の半分以上が道路から一メートル程度低い畑であり、盛

れる。 よって、第一案の候補地が社会的条件、経済的条件に優れているものと認め

法第二十条第三号の要件該当性

(四)

ら。 一のとおり当該候補地を起業地とすることについても合理性が認められた、三のとおり当該候補地を起業地とすることについても合理性が認められる。ま行により得られる公共の利益と⊆の失われる利益とを比較すると、本件事業の施

れることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断さ

法第二十条第四号の要件

4

られることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。込みであり、入居者ニーズに対応した町営住宅の建設により住民福祉の向上が図本件事業の施行により、青森県住生活基本計画の成果指標が二項目達成する見

利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用 の手段を講じることも合理的であると認められる。 本件事業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることか

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

三戸町役場建設課

Ŧī.

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)